

生徒指導部便り

～『政治参加でよりよい鹿児島県に!!』～



令和2年6月29日
奄美高等学校生徒指導部
生徒指導部便り 第8号

○生徒のみなさん、全力を注いだ期末考査
どうでしたか？ 平常点にかかる課題提出
についても締切日をしっかり守っていきま
しょう。大切なことは



- ①1つ1つ丁寧に締めくくることが！
- ②次の目標に向け日々努力すること！
ですね。



若い力が政治を変える!!

さて 7月12日(日)鹿児島県知事選挙が行われ
ます。18歳以上の生徒は、投票に行き、若い世代の
声を県政に反映させていきましょう。

また、満18歳になれば選挙運動が可能です。

☆選挙運動とは☆

- ①友人・知人に直接投票や応援を
依頼する。
- ②電話により投票や応援を依頼する。
- ③選挙運動のメッセージを掲示板・
ブログなどに書き込む。
- ④選挙運動メッセージをSNSなどで
広める。(リツイート・シェアなど)
- ⑤選挙運動の様子を動画サイトになど
に投稿する。



ところで、選挙運動や政治活動について
奄高生として注意すべきことは何でしょうか？
それは2点あります。

☆奄高生として注意してほしいこと☆

- ①奄美高校の校則等を守ること
学業・部活動・日常生活に支障のないこと。
『つまり高校生の本分は学業です!!』
- ②公職選挙法に違反しないこと
違反(連座制対象etc)が発覚した場合は、
検察官送致となる刑事処分の対象となる場合
があります。

選挙運動する場合

『集会届』を必ず提出してください。

※不明な点は、生徒相談室まで

公職選挙法Q&A



☆18歳以上であることが原則です☆

Q1 選挙運動ができる期間は？

A1 選挙の公示日から投票日の前日まで

Q2 電子メールを利用した選挙運動は？

A2 選挙運動用の電子メールの送信は、
候補者や政党等のみ可です。
その理由は、電子メールは密室性が
高く、誹謗中傷・なりすまし等に悪用
されやすいからです。
そのメールを他の選挙人に転送する
ことも禁じられています。

Q3 選挙運動用ビラ配布で報酬を
もらってもいい？

A3 選挙運動とは、自主的かつ無報酬で
行うものです。『買収罪』に問われます。
なお、配布できる場所は、街頭演説の
場所や演説会場等に限定されます。
各家庭のポストに入れるような配り方は
できません。

Q4 18歳の同級生から『今度食事おごる
から』とか『宿題代わりにやるから』と
言われ、『その代わり、〇〇さんに投票
してね』と言われました。許される？

A4 『〇〇さんに投票してね』という発言
は、選挙運動期間内であればO.K。
しかし、利益のやりとりは期間を問わず
『買収罪』になるおそれがあります

Q5 学級や部活動等の連絡先一覧を渡す
ように言われました。渡していい？

A5 絶対に渡してはいけません。
緊急連絡等の目的のみで配付されてい
ます。名簿を譲り渡すことは学校として
禁じています。